

村山市立楯岡中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、その生徒と学級が同じだったり部活動が同じだったりなど一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

また、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合でも、法が定義するいじめに該当するため、校内のいじめ防止対策委員会で情報を共有する。

2. 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こり得るという認識のもと、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (2) すべての生徒に対し、「いじめは行わない、いじめを認識しながら放置しない、いじめは心身に深い傷を残す許されない行為である」という認識を持たせ、集団の人権意識を高めていく。
- (3) いじめを受けた生徒の生命、心身を保護することが最も重要であることを認識し、家庭、地域及び関係機関と連携して、いじめの解消や再発防止に取り組んでいく。
- (4) いじめのない学校を実現するため、家庭、地域及び関係機関と積極的に連携し、共通認識・共通行動によって、いじめの未然防止や早期発見に取り組んでいく。

3. 基本方針

- (1) いじめを許さない。
- (2) 思いやりの心を育てる「心の教育・感性の教育」を推進する。
- (3) 学校と家庭・地域、関係機関が連携し、組織で生徒をいじめから守る。

4. 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者やその他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処することとする。

5. いじめ防止等のための組織と具体的な取組み

(1) いじめ防止等の取組みを実効的なものにするため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・学年主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭 等
- (「重大事態」については、上記に学年担任団・PTA正副会長・スクールカウンセラー・事務職員・村山市教育委員会を加える。)

② 役割

基本理念に則り、学校におけるいじめの防止等のために必要な対策を講じる。

③ 活動内容

- ア いじめ防止等のための全体計画の作成 (未然防止・早期発見・早期対応パッケージ)
- イ 早期発見のための調査・情報収集 (アンケート調査分析・教育相談等) と共有
- ウ 早期対応の方向づけ、告発等の具体的対応と指導・助言
- エ 経過の確認と事後指導
- オ 重大事態への対処 (村山市教育委員会・村山警察署等の関係機関との連携)

④ 開催

週1回 (火曜日) の開催を原則とする (生徒指導対策委員会の中に位置づける)。

(2) いじめ防止等のための具体的な取組み

① 未然防止のための取組み

- ア 学級経営・学年経営の充実
 - ・班長会や学級委員会、学年生徒会を機能させた自治力の向上
 - ・グループエンカウンターやアサーショントレーニングによる人間関係のスキルアップ
- イ わかる・できる授業・協働的な授業の工夫
 - ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る授業実践
 - ・「認知能力」と「非認知能力」の一体的な育成を図る授業実践
- ウ いじめをテーマとした道徳授業や学級活動の実施
- エ 学級や生徒会におけるいじめ防止を目的とした自治的活動の推進
 - ・「楯中 life (生活の記録)」の活用による「私のしあわせ」等の気づきや「次へのチャレンジ」等を意識させる取組みの実践
- オ 学校行事や学年行事の充実
 - ・学級や学校への帰属意識と自己有用感の醸成
- カ 生徒及び保護者を対象とした外部講師によるインターネットや携帯電話等の情報モラル学習会の実施
- キ スクールカウンセラー等を活用したいじめ防止のための校内研修の実施

② 早期発見のための取組み

- ア 担任による生徒理解のための「楯中 life (生活の記録)」の活用
- イ 全校生徒を対象とした「いじめアンケート」と面談の実施 (学期に1回)
- ウ 諸検査による実態把握 (Q-U・S2等)
- エ 二者面談・三者面談等の教育相談の実施
 - ・意図的計画的なものとは休み時間や放課後を活用した日常的なもの

オ スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実

カ スクールカウンセラー等を活用したいじめの早期発見のための研修会の実施

③ 早期対応の取組み

(当該行為の即時停止・事実の確認・被害生徒の保護措置・被害生徒の保護者との連携・加害生徒の確認・加害生徒の保護者との連携等)

ア 「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し、組織として対応する。

イ 被害生徒の心身の安定を最優先とする。

ウ 複数の職員で対応し、正確な情報把握に努め、記録を残す。

エ 必要に応じて関係諸機関(村山市教育委員会・村山警察署等)と連携を図り、解決に努める。

オ 当事者に対する指導・対応、周囲の生徒に対する指導・対応、全体に対する指導・対応を明確にし、事案の解決と再発防止を図る。

④ 事後の取組み

ア 被害・加害の関係の整理(必ずしも「修復」を期待するものではない。)

イ 見届け

【いじめの解消】

少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。

・ 当該行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月以上)

・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと(本人及び保護者との面談で確認)

ウ 集団の人間関係の正常化

(3) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、被害によって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

① 重大事案が発生した旨を、村山市教育委員会に速やかに報告する。

② 村山市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

① いじめの早期発見に関する取組みに関すること。

② いじめの再発を防止するための取組みに関すること。